

厚生会規定

1969年 2月11日 制定
1984年 3月20日 改訂
1985年 3月21日 改訂
1988年11月28日 改訂
1995年 9月17日 改訂
2000年 3月20日 改訂
2005年 3月21日 改訂
2006年11月23日 改訂

(目的)

第1条 日本聖約キリスト教団厚生会（以下「厚生会」という）は日本聖約キリスト教団（以下「教団」という）に所属する働き人の福利厚生のため、その目的に沿って次の業務を行う。

- (1) 医療援助
- (2) その他

(構成及び運営)

第2条 厚生会の構成は各個教会、教団の働き人及び教団とし、各個教会、働き人及び責任役員会から選ばれた厚生理事会（以下「理事会」という）が責任役員会監督のもとに運営にあたる。

- 2 厚生会の事務は教団厚生局において行う。

(理事会)

第3条 理事は次の基準によって選出する。

- (1) 各個教会員より各1名
- (2) 信徒責任役員より1名
- (3) 働き人より1名

- 2 理事の任期は2年とする。（再任は妨げない）

(運営資金)

第4条 厚生会の運営資金は働き人の負担金、教団年度予算及び厚生会積立金による。

- 2 働き人の負担金は毎月基本給と教職者手当の合計額の2%、ただし、扶養家族のない場合は1%とする。

(医療援助)

第5条 働き人及びその扶養家族が医療を受けた場合は厚生会は次の援助を行う。

(1) 保険診療の場合、本人及び家族は自己負担の80%。

(2) 保険外診療は原則として認めない。但し、書面で援助申し出がある場合は、その都度審議して決める。

(その他)

第6条 その他必要がある場合は、理事会の審議を経てその都度決定する。

(予算及び決算)

第7条 厚生会の会計年度は教団の会計年度と一致するものとし、予算及び決算は総会において報告しなければならない。

2 厚生会の会計監査は教団監事がこれにあたる。

(制定、改廃)

第8条 この規定は、理事会が発議し、責任役員会の議決を経て教団総会において制定または改廃されるものとする。

2 この規定は、責任役員会の議決を経て、教団総会において制定または改廃の議決がなされ、さらに定められた手続きを経て後、施行されるものとする。